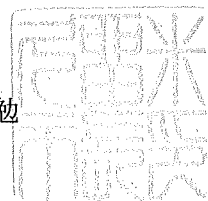




30長第1372号
平成30年8月24日

一般社団法人小郡三井医師会
会 長 島 田 昇 二 郎 様

久留米市長 大久保 勉



認知症高齢者等支援事業について

日頃より、本市の高齢者福祉施策にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、平成30年度より、認知症高齢者等の支援を行うための事業といたしまして、下記内容の事業を開始することといたしております。

つきましては、医師会の皆様には、事業に対しまして、ご理解いただきますよう、宜しくお願いいたします。

記

1 事業名

認知症高齢者等支援事業

2 目 的

認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が加入することにより、認知症の人やその家族が在宅で生活する上での負担を軽減する。また、保険制度を契機として、「久留米市高齢者等あんしん登録制度」の普及を図る。

3 事業概要

認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入する。

(1) 保険内容

認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償を負う場合に備える保険

○補償金額 1事故あたり最大3億円

○示談交渉サービス付き（被保険者に代わって保険会社が示談交渉）

(2) 保険契約者

久留米市

(3) 保険対象者

「久留米市高齢者あんしん登録制度※」の登録者のうち、「在宅で生活し、要介護認定における主治医の意見書又は要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方」であって、市が必要と認める方

※認知症などにより、行方不明になるおそれのある方の早期発見、保護を目的とした事前情報登録制度。

(4) 被保険者自己負担

なし

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年 9月 市民向け制度周知（9月1号広報くるめ掲載予定）

平成30年10月 保険制度運用開始予定

お問い合わせ先

久留米市健康福祉部長寿支援課
介護予防・生きがい支援チーム

課長補佐 山田 高弘

久留米市城南町 15 番地 3

TEL 0942-30-9207

FAX 0942-36-6845

E-MAIL tyamada@city.kurume.fukuoka.jp